

入札監理小委員会  
第551回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第551回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年7月23日（火）16：50～17：17

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議  
○医師国家試験事業外11試験事業
3. 契約変更（案）の審議  
○医師国家試験事業外11試験事業
4. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石村専門委員、小松専門委員

（厚生労働省）

大臣官房地方課 厚生局管理室 谷室長

大臣官房地方課 厚生局管理室 村松室長補佐

大臣官房地方課 厚生局管理室 坂井経理係長

医政局 医事課試験免許室 吉浪室長補佐

医政局 医事課試験免許室 石原国家試験係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第551回入札監理小委員会を開催します。

最初に、厚生労働省の医師国家試験事業外11試験事業の実施状況について、大臣官房地方課厚生局管理室、谷室長よりご説明をお願いいたします。

○谷室長 ご紹介ありがとうございます。厚生労働省大臣官房参事官（地方担当）の谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に事業の概要からご説明させていただきます。お手元の資料1をごらんいただけますでしょうか。

本事業につきましては、厚生労働大臣が行う国家試験事務のうち、試験問題の作成・採点、合格決定以外の事務、具体的には試験会場の確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場の設営、試験の監督・運営、合格発表等、これらの事業について民間競争入札の対象としたものでございます。本日は、その第3期目の実施状況をご報告させていただくものでございます。

第1期と第2期につきましては6種、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士の約4万5,000人が受験する国家試験について、民間競争入札の対象として実施しておりました。平成29年度から令和元年度までの第3期より対象を追加し、約15万人が受験する12の国家試験について民間競争入札の対象といたしました。第3期に追加した職種は、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師でございます。

それでは1ページの中ほどにございます（4）受託事業者決定の経緯についてご説明いたします。入札参加者（4者）から提出されました企画書を、省外の委員が参加する総合評価委員会において技術評価、具体的には必須項目審査と加点項目の審査を実施しました。4者いずれも必須項目の基準を満たしておりましたので、技術評価点を付与いたしました。価格点につきましては、予定価格の範囲内の応札が1者であったため、その1者について価格点を算出し、結果、ランスタッド株式会社を落札者といたしました。

続きまして、2の確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況についてご説明いたします。まず最初に概要を申し上げますが、業務の実施において、試験の中止はなかったものの複数の問題が確認されており、当省から改善指示を行い、民間事業者において最終年度に向けて必要な是正・改善を行っているところであり、実施状況を報告させていただく時点において確保されるべき事業の質は達成されていないと考えております。

具体的に問題が生じた事案を中心に説明をさせていただきます。おめくりいただきまして2ページ冒頭、①全業務共通についてごらんください。審査工程や試験運用における運用計画に不足があり、これから説明する問題点が認められ、工程ごとの作業方針、スケジュールについて修正を行いつつ業務が実施されている状況でございます。

その下の②試験会場の確保についてでございます。平成29年度については、借り上げ会場の責任管理者との連絡不備のため、ダブルブック、利用許可の未取得、収容人数の確保不足といった事案が発生いたしました。なお、いずれも試験運営に影響が出る事態とはなりませんでしたが、ともすれば大きな影響が生じるおそれございました。

翌年度は、こうした事態を踏まえ、民間事業者においてプロジェクト管理者を設置することにより、連絡体制を強化することで改善が図られ、急遽会場の変更が発生する事案がございましたが、受験生側に事前に通知することができました。

3ページの下段、③願書等の配布・受付業務をごらんください。平成29年度においては、民間事業者において出願者の全数把握が正確になされておらず、出願者名簿の修正が頻発し、受付漏れチェックの確証が得られないまま試験当日を迎え、試験会場で座席がない受験者や受験番号が重複する受験者が発生いたしました。いずれの事案についても、厚生労働省に速やかに報告し対処したことで、試験実施においては試験中止となるような重大な問題となりませんでした。なお、再発防止策として、民間事業者において運用方法を見直し、管理体制を強化いたしました。

翌年度においてはおおむね改善されたところですが、看護師の受験特別措置対象者について審査手順の割愛により誤った処理がなされた事案がございました。試験後、この事案については、医道審議会分科会にお諮りをし、試験は有効とされましたけれども、民間事業者に対し指導・教育を再度徹底させていただいたところでございます。

資料1にお戻りいただきまして、4ページの下でございます。試験当日の試験会場の運営について説明させていただきます。こちらにつきましては、表の左から二段目、確保すべき公共サービスの質について、複数の項目内訳がございますが、そのうち、飛んで恐縮でございます、7ページ、厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項への配慮についてごらんください。平成29年度において、経済連携協定、いわゆるEPAに基づくインドネシアからの看護師国家試験の受験生について、ジルバブを着用していた者に対して、民間事業者から厚生労働省に事前の相談なく現場の判断で、不正防止のために布の上から頭を触れて検閲を行いました。当該行為が宗教上の配慮を欠いて

いたとして不適切な対応であるとし、試験後に報道されたという事案が発生いたしました。

翌年度は、こうした事態を踏まえて、配慮事項について作業員全体に伝達されるよう体制の見直しを行い、要員教育の見直しを行うことで改善を図りましたが、別途、特別措置対象者に対する解答用紙の配布誤りが複数発生しており、さらなる発生防止を徹底させたところでございます。

続きまして8ページの説明をさせていただきます。下側、⑦受験申請者からの問い合わせや苦情等への対応についてごらんください。確保すべきサービスの質として、受験者対応に際し、マニュアルにない問い合わせ等については、厚生労働省に連絡し指示を仰ぐとしております。平成29年度については、受験票の受験番号の印字がかすれており判別が難しい状態で、厚労省の判断を仰がずに発送し、苦情が多く寄せられる事案が発生しました。事後に厚生労働省が相談を受け、受験番号を記載した文書を全受験生に送付することとなりました。翌年度については、膝掛けやクッション等への対応について、主任監督員が試験会場の本部及び本省へ確認をせずに現場判断で指示をし、各試験会場にてルールの統一性が損なわれるおそれがありました。いずれも試験の運営に大きな影響が生じることはありませんでしたが、民間事業者においてマニュアルを見直すとともに、マニュアル未記載事案等が発生した場合には、自己判断せず速やかに厚生労働省へ報告するよう徹底させたところでございます。

続きまして10ページに飛ばさせていただきます。⑨卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認でございます。平成29年度については、卒業証書が提出されたにもかかわらず、当該者を卒業延期者として厚生労働省に報告した事案が発生しました。翌年度については、受験資格がない出願者の確認漏れにより、当該出願者に受験票が発送されるという事案が発生しました。再発防止策として、出願者の全体像を正確に把握し、定期的に出願書類とデータファイルの突合を行うよう徹底させました。

続きまして3、民間事業者からの提案による改善実施事項についてご説明いたします。10ページの中ほどになります。こちらについては、民間事業者から改善実施についての提案はございませんでした。

続きまして4、実施経費の状況及び評価についてでございます。先行して市場化テストを行いました6職種における平成26年度から28年度までの3年間の実施経費の1年当たりの額と、後発して市場化テストを行った6職種における平成26年度及び27年度に当省が実施に要した費用の額の1年当たりの額、それぞれを合算した額を12職種分の従

来の実施経費として比較をいたしました。1年当たりの額を比較いたしますと、292万9千円の経費の削減が果たされたところであり、約0.6%の削減が認められております。加えまして、担当する厚生労働省職員の会場調達業務や試験運営業務などの事務軽減につながっており、ほかの業務に専念できるという点は評価できると考えております。

続きまして11ページでございます。評価のまとめについてご説明をさせていただきます。民間競争入札導入後は、第1期、第2期ともに試験問題の事前漏洩はなく、民間事業者のノウハウを生かしたサービスが提供され、また、試験が中止になることなく実施されてきたところでございますが、第3期においては事業を進める中で、民間事業者の事業計画において審査工程や試験運用における運用計画に不足があったことから、作業方針、スケジュールについて修正を行いつつの事業実施となりました。特に、一般受験者と取り扱いの異なる受験者について混同しているケース、受験資格の確認漏れなどにより国家試験運営業務にかかわる重大なインシデントとなった事案が発生しており、第3期につきましては確保されるべきサービスの質が担保されたとは評価することができない結果となりました。

なお、試験会場の確保や願書受付等を一括して請け負わせたことにより、これまで各厚生局において実施してきた試験会場の借り上げ事務や試験会場設営事務等、事務の軽減がされるなど一定の効果が得られたところは評価できると考えております。

最後に、6、今後の方針についてご説明をさせていただきます。市場化テスト終了基準と照らした結果、①及び④、①事業実施中に、業務に係る法令違反行為はなかったが、受託民間事業者が業務改善指示等を受けているということでございます。それから、④確保されるべき質に係る目標の達成には至らなかったということでございます。これらについて市場化終了基準を満たすことができていないため、次期においても市場化テストを継続することとしたいと考えております。

なお、次期事業の実施に当たっては、確保されるべき質の目標の達成のため、実施要項において工程等を可視化することや、総合評価において請負業者の履行体制について評価点を改めるといった見直しを検討する必要があると考えております。

民間事業者との間で、より綿密な連絡協議を進め、引き続き、民間競争入札により、より低廉で質が確保された公共サービスの安定的な実現を図ってまいりたいと考えておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

私のほうからの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします

○事務局 事務局より評価（案）につきまして、資料A-1に基づきましてご説明させていただきます。

Iの事業の概要等につきましては、今、実施府省よりご説明がございましたので、改めての説明は割愛させていただきます。

IIの評価についてでございます。結論から申し上げますと、サービスの質の確保に課題が残り、改善が必要であることから、次期契約においても本事業につきましては市場化テストを継続することが適当であると考えております。競争性の確保については、4者応札となつてございますので、競争性は確保されていると考えております。

2ページの（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価についてでございます。9項目の確保されるべき水準を定めておりますが、複数の項目において確保されるべき水準を達成できていないと考えております。具体的には、先ほど実施府省より説明がございましたとおりでございます。

次に3ページの実施経費について、従前経費と実施経費を比較いたしますと約0.6%、1年当たりいたしますと約300万円の減少となっておりますので、削減効果があったものと考えております。

4ページ、評価のまとめについてでございますが、競争性の確保の点では、4者応札となつており競争性が確保できていると考えております。また、実施経費の観点から見ても、単年度当たり約300万円の削減効果がございましたので、削減効果もあつたものと考えます。一方、対象公共サービスの確保されるべき質についてでございますが、事業者の事務処理体制や事務処理手順についての計画の不足等に起因したと考えられる試験の有効性に影響を及ぼすおそれがあつた事案が発生しており、また、平成29年度、平成30年度の両年度におきまして、書面による業務改善の指示が出されていることから、サービスの質の確保において改善を必要とする課題があると考えております。

最後に、（5）今後の方針についてでございますが、実施府省においては、次期事業において今回達成できなかったサービスの質の確保の課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施するものと考えております。先ほど実施府省よりご説明がありましたとおり、サービスの質の確保につながる実施要項や総合評価の見直しなどの検討を進め、また、本監理委員会での議論を踏まえ、実施要項の修正、さらなる質の向上を図っていた

だくものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 トラブルが起きて大きな問題にならなかったのはよかったと思うんですけども、もし仮にこれが、受験ができないとかそういう事態につながってしまったときの責任というのはどこが負うことになるんですかね。

○谷室長 最終的には、厚生労働大臣が実施する試験でございます中ので、実施者側においては請負業者のほうに求償等の問題がございますが、国としてやはり責任が発生すると考えております。

○小松専門委員 対外的にはそういうことだと思うんですけども、その場合に、仮に訴訟が起こったとして、損害賠償みたいな話になったときに、おそらく業者には請求されると思うんですけども、その辺のことって契約には何か書いてあるんでしょうか。

○谷室長 実施要項のほうにございまして、有効性が損なわれた場合には金額もお支払いしない。また、幾つかの要件を越えた場合には何%減額とか、そういったことを規定しております。

○小松専門委員 それはあるわけですね。じゃあ、そののところは一応担保されていると。

○谷室長 はい。

○古笛主査 今回のいろいろ問題点については、支払いをストップするところまでには至っていないということ。

○谷室長 はい。今回についても検討はいたしました。やはりまず指導するべきだということで指導させていただいたところがございます。

○小松専門委員 ただ、2年続けて指導があるというのはちょっと問題かなと思うんですけどね。

○稲生副主査 この点はどうお考えなのかなということなんですが、要は、落札率で見ると、A-3の資料によると、今回84%ということで、大分ご予約になっていた価格に対して安いなど。ですから、市場化テスト前と比べればほぼ横ばいということではあるんですが、印象としては価格が大分、落札されたランスタッドさんが頑張ってくれたと言えは聞こえがいいんですけども、若干無理なさっているのかなという印象があります。



一方で、今回は例の6試験を12試験まで拡大をしているわけで、人的側面からもある種冒険を厚労省さんとしてはなさったというところがあるわけですね。そうすると今回の質がある意味では確保できなかったということが、いわゆる安く受注なさったことに起因をしていると考えておられるのか、あるいは、試験の範囲を広げたということで、業者さんのほうで対応が難しくなっているのかなというご印象なのか、この点はどういうふうに今のところお考えなんでしょうか。

○谷室長 まず、第1期、2期と、今回業者が変わりました。引き継ぎについても十分にやっていただいたと思っておりますが、その中でも今回の受注業者さんにおいては確認不足があったのかなというところがございます。それと同時に、規模感について、実施要項のほうで今回の受注をされた業者さんのほうで十分なお見積もりができなかったのではないかなと。そういったところについてもしっかり情報を出して、次期については適切な価格の見積もりをしていただけるように、かつサービスの質が確保できるようにしてまいりたいと考えております。

○小松専門委員 前まで請け負っていた全国試験運営センターというところは、逆に考えれば、経験があるから、これだけの規模になるとすれば費用はこのくらいかかるって出したら、それが高いということではねられてしまったということだとすると、適切な見積もりが本当にできているのかどうかというあたりのチェックが難しいのかなと思うんですね。特に今回増えた試験の量が前の試験の2倍、全部で3倍ぐらい受験生が来るような規模になっていますよね。そうすると、やっぱり、なかなかこれ、やったことない人がいきなりやると、結構大変になるんじゃないかなという気はしますけどね。その辺は何かリスクは考えられなかったんですか。

○谷室長 今回の経験をもとに、履行业者さんの要件についても、どこまで示すというかお願いすることができるのか含めて考えてまいりたいと思っております。

○石村専門委員 資格要件も再考するという事はないんですかね。要は、過去に試験の事業実績があるというのを要件に、場合によったら加えざるを得ないのかなってちょっと思ったんです。それはなぜかという、これだけ業績の評価で達成できないというのが並んでいたのを、この四、五年、委員をやらせていただいて初めてだったんですね。しかも医師の国家試験という、人の命を預かる試験ですよ。どうなのかなと。ただ、もちろん競争性を確保するという意味では、参入障壁になってしまうんじゃないかという心配もあるものの、ちょっと私がこの四、五年見させていただいた事業の中では初めてだったので、

その辺はどうお考えですか。

○谷室長 まさに悩ましいところでございますが、要件を厳しくすればそれだけ我々も安定的な安心してお任せできるんですが、しかし入ってこられる業者さんも少なくなる可能性があります。かといって、その辺の間口を広げると、一緒に我々もサポートしながらやっていくんですけども、それが追いつかない場合も出てくるということでございますので、どの辺がいいのかよく考えながら進めていきたと考えております。

○石村専門委員 私がちょっと個人的な印象を持つと、これ、しかも2年連続ですよ。2年連続でこういう問題が、1年目だけだったら仕方がないかという印象なんですけど、2年連続であると。これまた3年、4年という形でまた出てくると、やっぱりちょっと検討せざるを得ないんじゃないかと思ったんですけど、それはどう思われますか。

○谷室長 一応、1年目に比べまして、2年目はかなり改善が図られたと。今さらながらということではありますけれども、予備的な人員を確保したりとか、そういうことも1年目はなかったというようなことでございますので、かなり改善は図られていると。ただ、そうはいいまして2年目においても幾つか問題点が出てきているというのが現状でございます。ただ、業者さんのほうでも一応、現在の受注業者さんにおいてもそれなりに対応はしてきているというところでございますので、3年目の状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

○古笛主査 よろしいでしょうか。では、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

では引き続き、同事業の契約変更（案）の審議を行います。

同事業のうち、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験につきまして、医道審議会保健師助産師看護師分科会の答申を踏まえ、来年令和2年試験より、新潟県内に試験会場を設置し試験実施を行うことから、所要の変更を行うものです。

引き続き、医政局医事課試験免許室、吉浪室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。

○吉浪室長補佐 厚生労働省医政局医事課試験免許室の吉浪と申します。よろしくお願いたします。

資料２－１をごらんください。医師国家試験事業外１１試験事業競争入札実施要項の変更についてご説明させていただきます。

医師国家試験事業外１１試験事業に係る試験会場の設置につきましては、例年多数の国家試験が集中する２月期におきまして、全１２職種の国家試験の厳正な実施に努めているところであり、各試験会場での当日の交通機関の乱れや受験者の体調不良、苦情等の不測事態への対応等、限られた体制の中で迅速に行うために、試験会場の数につきましては必要最小限の設置としているところでございます。

現在、保健師助産師看護師国家試験につきましては、１１カ所で実施しているところでございますが、今般、新潟県から、通常、新潟県の学生は試験前日から東京で宿泊し受験をしておりますが、平成２６年の大雪により新潟から東京会場までの交通が断絶し到着が遅れ、当日朝、約５５０人を超える受験者がほとんど睡眠をとれないまま受験をせざるを得なかった事例が発生いたしました。また、前泊にかかる旅費や宿泊費等の負担が大きいことや、学校数、受験者数ともに増加しているなどの理由から、新潟での速やかな実施について要望を受けたものでございます。

要望のとおり、平成２６年２月の看護師国家試験におきましては、大雪の影響により試験会場までの移動に相当の時間を要しまして、万全な体調で受験ができなかった方が多数生じまして追加試験を行っております。こういったことも踏まえまして会場設置の必要性が認められるため、今般、新潟会場の設置につきまして医道審議会保健師助産師看護師分科会にお諮りし、その答申を踏まえまして新潟会場の設置を決定したものでございます。

新潟会場の増設により、東京会場で受験を予定していた受験生のうち、一部は新潟会場で受験することになりますので、受験者総数への影響はなく、また、必要経費も新潟会場での費用増と東京会場の費用減により極力影響を最小限にするように考えております。

説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。いいでしょうかね。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 本件につきましては、変更の内容が軽微なことから、本小委員会での審議をもって議了とさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○古笛主査 それでは、本契約変更につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとします。また、当該変更内容については軽微な変更であることから、当小委員会の議をもちまして監理委員会の先生方の議とさせていただきたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では以上となります。ありがとうございます。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —